

こども日本語教室事業の委託団体の選定に関する要項

豊中市教育委員会事務局

(目的)

第1条 この要項は、日本語指導が必要な児童生徒に対し実施する、こども日本語教室事業に係る委託団体の適正な選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定の手続き)

第2条 豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、前条の目的を達成するため、選定に係る企画書の様式、審査基準、その他の委託団体選定に必要な基準等を定めなければならない。

2 教育委員会は、委託団体を選定しようとするときは、あらかじめ次条に定める委員会に意見を聴かなければならない。

(委員会の設置)

第3条 教育委員会に、こども日本語教室審査委員会(以下「審査委員会」という)を置く。

2 審査委員会は次に挙げる者で組織する。

- (1) 豊中市立小学校長または義務教育学校長 1名
- (2) 豊中市立中学校長または義務教育学校長 1名
- (3) 教育委員会事務局理事
- (4) 市民協働部人権政策課長
- (5) 豊中市教育委員会事務局教育総務課長
- (6) 豊中市教育委員会事務局学校教育課長
- (7) 豊中市教育委員会事務局学校教育課主幹(人権教育担当)

3 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、教育委員会事務局理事の職にあたる者をもって充てる。
- (2) 副委員長は市民協働部人権政策課長の職にある者をもって充てる。

4 審査委員会に係る庶務は学校教育課において処理する。

(学識経験者等からの意見の聴収)

第4条 審査委員会は学識経験者等から、こども日本語教室委託に関する審査基準や日本語指導に関する意見等を聴くことができる。

(審査、委託団体の決定)

第5条 審査委員会は各委員の評点結果等を取りまとめ、教育委員会に報告する。

2 教育委員会は審査委員会からの報告にもとづき、こども日本語教室委託団体を選定する。

(細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、事業の推進に係る委託団体の選定について必要な

事項は、教育長が別に定める。

附則

この要項は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から実施する。

この要項は、令和 5 年（2023 年）5 月 23 日から実施する。